

平成28年度 新たな横浜市指定文化財

横浜市では、横浜市文化財保護審議会（会長 五味文彦氏）の答申を受け、「銅造 如来どうぞうによらい坐像ざそう でんあみだによらいぞう（伝阿弥陀如来像）」など3件を横浜市指定文化財とすること及び平成 25 年 10 月 16 日の火災で主屋が全焼した横浜市指定文化財「旧川合玉堂別邸（二松庵）主屋及び表門」の指定を解除することを決定しました。

今回の指定及び解除により、横浜市指定文化財は 159 件となります。

☆11月4日（金）の告示をもって正式に指定されます☆

	種別	名称及び員数	所有者
①	指定	有形文化財 （彫刻）	銅造如来坐像（伝阿弥陀如来像） 1 軀
②		有形文化財 （書跡・典籍）	宝生寺聖教 1,910 点
③		名勝	旧川合玉堂別邸（二松庵）庭園
	解除	有形文化財 （建造物）	旧川合玉堂別邸（二松庵）主屋及び表門 2 棟
			横浜市

①銅造如来坐像



②宝生寺聖教（一部）



③旧川合玉堂別邸（二松庵）庭園

※写真はデジタルデータの提供が可能です。お問合せ先まで御連絡ください。

裏面あり

平成 28 年度 新指定文化財概要

☆指定文化財は文化財保護審議会で「国・県指定文化財以外の文化財のうち横浜の歴史、文化または自然を理解する上で重要なもの」と判断されたものです。

1 銅造 如来 坐像 (伝阿弥陀 如来像) 1 軀 (彫刻) <<飛鳥時代>>

所有者： 宗教法人 松蔭寺 (鶴見区東寺尾 1 丁目 18-1)

所在の場所： 東京都台東区上野公園 13-9 東京国立博物館 (寄託)

像 高： 25.3 cm

概要： 本像は、松蔭寺が別当をつとめた八幡宮に祀られ、その後、神仏分離の際に松蔭寺に伝来した。飛鳥時代後期にさかのぼる金銅仏として関東地方では稀少な作例であり、市内最古の仏像彫刻である。昭和 22 年、調査の際に国立博物館 (現在の東京国立博物館) へ鑑定のため搬入され、現在に至るまで寄託されている。

2 宝生寺 聖教 1,910 点 (書跡・典籍) <<鎌倉～江戸時代>>

所有者： 宗教法人 宝生寺 (南区堀ノ内町 1-68)

所在の場所： 金沢区金沢町 142 神奈川県立金沢文庫 (寄託)

概要： 宝生寺に伝来する、鎌倉時代から江戸時代までの聖教である。このうち約 150 点は室町時代から戦国時代にかけての奥書を有する伝授書・教理書である。奥書には、数多くの寺院の名が記録されており、僧侶の活動範囲が広域にわたることがうかがえる。今日では聖教資料が失われている寺院が大半であり、横浜市域の中世の仏教文化を伝える貴重な文化財である。

3 旧川合 玉堂 別邸 (二松庵) 庭園 (名勝)

所有者： 横浜市

所在の場所： 金沢区富岡東 5 丁目 19-22

概要： 日本画家川合玉堂が大正 6 年 (1917 年) 10 月に建てた別荘 (二松庵) につくられた庭園で、地元富岡の庭師、植周二代目・大胡隆治を起用して作庭された。主屋は平成 25 年 10 月に火災で失ってしまったが、起伏を活かした雑木林や小川の流れ、のどかな海の眺望など、山荘の庭にふさわしく非常に変化に富んだ庭園が残されており、かつての富岡地域が別荘地であった雰囲気を、庭園を通して感じることができる。

解除文化財概要

旧川合 玉堂 別邸 (二松庵) 主屋 及び 表門 2 棟 (建造物) <<大正時代>>

所有者： 横浜市

所在の場所： 金沢区富岡東 5 丁目 19-22

指定年月日： 平成 7 年 11 月 1 日

解除の理由： 日本画家川合玉堂 (1873～1957) が、大正中頃から昭和初期まで別荘として利用した民家。日本画の制作場という特色ある別荘は、広い庭園とともに富岡の別荘建築の雰囲気をよく遺す貴重な遺構として市指定有形文化財に指定された。平成 25 年 10 月 16 日未明に発生した火災によって主屋が全焼したため、その指定を解除する。

お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 重松 馨 Tel 045-671-3236